



一般社団法人 著作権情報集中処理機構
記者発表 資料

2010年3月31日

デジタルコンテンツの流通促進

著作権情報集中処理システム「Fluzo」 サービス開始

利用者・権利者の共同による世界初の試みがいよいよ始動
— 著作権処理の新たな潮流 —

著作権処理の基盤整備が大きく前進

一般社団法人著作権情報集中処理機構（略称：CDC）は、4月1日より「Fluzo」（フルゾ）サービスの提供を開始いたします。

日本の音楽配信は、モバイル市場を中心に世界有数の規模で発展してまいりましたが、一方で、その著作権処理に膨大な費用と時間を要しており、近年その抜本的な解決が急務とされてきました。

この課題の解決に向け、昨年3月、音楽配信の利用者団体と権利者団体が共同で設立した第三者機関、一般社団法人著作権情報集中処理機構（[資料1](#)参照）は、組織発足以来、著作権処理の円滑な処理を推進するための共通インフラとして、最新のICTを駆使した基幹業務システムの開発を行ってまいりました。このほど、音楽配信事業者における著作権管理事業者への利用曲目報告データ作成を支援するシステム「Fluzo」が完成し、4月1日よりサービスの提供を開始いたします。

「Fluzo」システムは、複数の著作権管理事業者の権利管理情報を集約した統合データベースの構築、フィンガープリント技術を用いた楽曲検索、利用曲目報告データの一括処理等により効率的な著作権処理を実現します。これにより、従来、音楽配信事業者と著作権管理事業者の双方にとって大きな負担となっていた、音楽配信における著作権処理業務が大幅に軽減されるとともに、日本の音楽配信市場の更なる拡大・発展に寄与するものと考えられます。

1. 「Fluzo」構築の背景と意義

近年、日本の音楽配信は、モバイル市場を中心に順調に市場を拡大しており、2009年の携帯電話向け音楽配信の市場規模は販売額 1,545 億円、ダウンロード数 7.8 億回、店舗数 8,200 サイトに達しています。

一方、配信する楽曲の権利情報の特定等をはじめとする著作権処理には、多大な費用と時間を要するようになっており、音楽配信事業者及び著作権管理事業者の双方にとって、その解消が焦眉の課題となっています（資料2参照）。

この課題に取り組むべく、昨年3月、音楽配信の利用者団体である NMRC（ネットワーク音楽著作権連絡協議会）と権利者団体は共同して一般社団法人著作権情報集中処理機構（CDC）を設立しました。当機構は組織発足以来、著作権処理の円滑な処理を推進するための共通インフラとして、最新の ICT を駆使した基幹業務システムの構築を行ってまいりました。

今般、音楽配信事業者における著作権管理事業者への利用曲目報告データの作成を支援するシステム「Fluzo」（フルゾ）が完成し、4月1日よりサービスを開始する運びとなりました。稼働当初「Fluzo」に参加する著作権管理団体は、社団法人日本音楽著作権協会、株式会社イーライセンス、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス、ダイキサウンド株式会社の4団体で、「Fluzo」の利用により、これらの著作権管理事業者への利用曲目報告データ作成に関する作業負荷が大幅に削減されます。また、稼働時には大手配信事業者を中心に約10社の利用が予定されており、年度内に約50社の導入を見込んでいます。

音楽配信事業の共通のインフラとしての「Fluzo」の整備は、音楽配信事業者の作業負担軽減及び著作権管理事業者の事務処理の効率化に資するのみならず、音楽配信市場のさらなる拡大・発展に寄与するものと考えられます。また、利用者と権利者の共同による著作権処理スキームの構築という試みは、今後の著作権処理の在り方の一つの方向性を示すものです。

2. 「Fluzo」による著作権処理業務改善のポイント

(1) Fluzo に参加する著作権管理事業者の権利情報を集約

Fluzo に参加する著作権管理事業者（開始当初は、社団法人日本音楽著作権協会、株式会社イーライセンス、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス、ダイキサウンド株式会社の4団体）が各々管理する楽曲の情報を Fluzo に集約することで、音楽配信事業者は Fluzo のデータベースを参照するだけで、Fluzo に参加する著作権管理事業者全ての管理楽曲の情報を得ることができます。

(2) CDC-ID による一元管理

音楽配信事業者は、Fluzo で音源毎に割り振られた楽曲コード（CDC-ID）のみ取得すれ

ば、各々の著作権管理事業者が楽曲毎に付与している作品コードを意識する必要がなくなります。CDC-ID と各管理事業者の作品コードの関連付けは CDC が一括して行います。また、楽曲を管理する著作権管理事業者が移動した場合にも、CDC-ID との関連付けの変更作業は CDC が行うため、配信事業者は調査する必要がなくなります。

(3)フィンガープリントを使った簡単検索

従来、楽曲名やアーティスト名をキーに行っていた楽曲の検索は、Fluzo では、音源そのものから抽出したデータであるフィンガープリント (FP)をキーに行えるようにします。この FP 検索機能により、検索効率の飛躍的な向上が見込めます。なお、Fluzo では世界最高水準の技術を有する、株式会社 NTT データと Gracenote,Inc.の 2 社のフィンガープリント技術を併用することで、さらに高い精度を実現しています。

(4)CDC-ID の即時発行による一回検索

著作権管理事業者のデータベースに未登録の楽曲であっても、配信事業者が Fluzo に問い合わせた時点で即時に CDC-ID を発番するため、配信事業者は検索の空振りがありません。新しく発番した CDC-ID と著作権管理事業者の作品コードとの関連付けは事後的に CDC が一括して行います。また、フィンガープリント事業者の DB に登録がない楽曲についても、配信事業者が持つ音源及び情報を基にその場で登録を行い CDC-ID を発行します。

3. 「Fluzo」導入による効果

(1)音楽配信事業者のメリット

「Fluzo」の導入による音楽配信事業者のメリットとして次の事項が考えられます。

- ①FP 検索による楽曲コード (CDC-ID) の特定作業の効率化
⇒著作権処理工数の削減
- ②FP 検索により、初心者や未経験者でも確実な作品検索が可能
⇒属人的作業の低減
- ③CDC-ID の即時発行 (一回検索) による業務フローの簡素化
⇒作業量の平準化
- ④権利情報の集約・一元化
⇒未許諾配信のリスク低減

(2)著作権管理事業者のメリット

「Fluzo」の導入による著作権管理事業者のメリットとして次の事項が考えられます。

- ①各著作権管理事業者の管理楽曲情報の一元化
⇒利用曲目の報告欠漏の防止
⇒未許諾配信の回避
- ②FP 検索による楽曲情報 (権利情報) 特定の効率化、管理事業者作品コード特定作業の

集約化

⇒音楽配信事業者からの報告遅延の防止 } =著作権管理事業者の事務処理効率の向上
⇒管理者作品コード誤設定防止

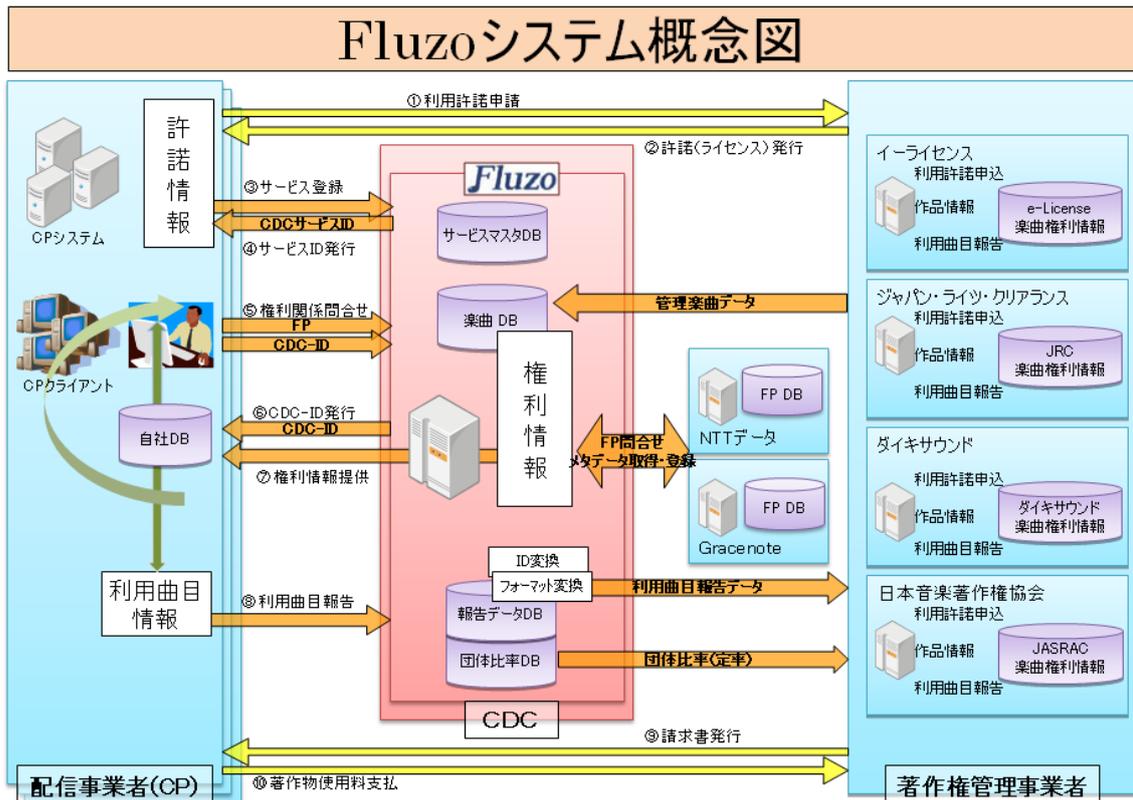
(3) 音楽配信事業全体に対する効果

①「Fluzo」の稼働により音楽配信事業者の著作権処理の負荷が軽減されることで、音楽配信事業全体に次の効果が期待できます。

⇒より多くの品揃えが可能
⇒著作権処理に係る経費削減による収益改善 } =市場の更なる拡大
⇒新規参入が容易に

②従来、各音楽配信事業者及び各著作権管理事業者が重複して行っていた同一の作業をCDCが一括処理することで、音楽配信事業全体の作業効率が飛躍的に向上します。

4. Fluzo システム概念図



本プレスリリースに関するお問合せ先

一般社団法人 著作権情報集中処理機構
(Copyright Data Clearinghouse)

広報担当：横山

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町二丁目2番31号
第三末ビル 4階

Tel：03-3262-2601 Fax：03-3262-2602

E-mail：info@cdc.or.jp

※お問い合わせについては、上記アドレス宛にお願いします。

【CDC について】

・名称

一般社団法人 著作権情報集中処理機構 Copyright Data Clearinghouse (略称 : CDC)

・事業の目的

著作物等の利用者および権利者との連携の下に、著作物等の利用状況及び権利関係に関する情報を収集して整理し、その成果を関係者に提供することによって、著作物等の適正かつ円滑な利用を促進することを目的とします。

・沿革と今後の予定

2009年 3月 6日 : 法人設立記者会見
 2009年 3月 18日 : 法人設立
 2009年 4月 14日 : システム開発委託先事業者選定のため提案型コンペティションの実施を発表 (プレスリリース・CDC ホームページに掲載)
 2009年 4月 27日 : システム開発事業者向け説明会開催 (参加 : 40 社約 100 名)
 2009年 5月 18日 : システム開発事業者からの提案締め切り (提案者 : 15 社)
 2009年 5月 26日 : システム開発事業者からの提案の一次選考実施
 2009年 5月 28日 : 一次選考を通過した 6 社を対象に二次選考 (プレゼンテーション) 実施
 2009年 6月 4日 : 最終選考実施。システム開発事業者に大日本印刷株式会社を選定
 2009年 7月 1日 : 事務所を千代田区神田神保町に移転
 2009年 7月 : システム開発に着手
 2009年 8月 : システム要件確定、システム基本設計に着手
 2009年 10月 : システム基本設計完了、システム詳細設計及び製造に着手
 2009年 11月 10日 : 配信事業者様向けの第一回事業説明会を開催 (参加 : 60 社 100 名)
 2009年 12月 3日 : 配信事業者様向けの第二回事業説明会を開催 (参加 : 30 社 60 名)
 2009年 12月 : 問合せ系機能の製造/単体テスト終了、結合/総合テストに着手
 2010年 3月 : 報告系機能の製造/単体テスト終了、結合/総合テストに着手
 2010年 3月 31日 : サービス提供開始記者会見
 2010年 4月 1日 : 問合せ系機能サービス提供開始予定
 2010年 7月 1日 : 報告系機能サービス提供開始予定

・政府の支援・協力

当機構の事業は、政府の知的財産戦略本部が推進する「知的財産推進計画 2008」及び「知的財産推進計画 2009」に基づき内閣官房知的財産戦略推進事務局、文化庁、総務省及び経済産業省の支援・協力を得て行われています。

※知的財産推進計画 2008 (抜粋)

音楽のネット配信に対応した権利処理を改善する
 音楽のネット配信市場の拡大に伴い急激に増加した権利処理手続が効率的に行われるよう、楽曲コードの付与作業や照合作業等に必要な作業を集中的に処理する第三者機関が 2008 年度中に設立されるよう支援する。(総務省、文部科学省、経済産業省)

※知的財産推進計画 2009 (抜粋)

コンテンツの取引支援システムを構築する
 2009 年度から、音楽配信における利用データを集中処理し、円滑な使用料分配を可能とする「著作権情報集中処理機構」の利用状況を把握し、その円滑な運用を支援する。(総務省、文部科学省、経済産業省)

・顧問

岸 博幸 慶応大学大学院 教授
木村 太郎 ジャーナリスト、Community SimulRadio Alliance 代表
立花 宏 社団法人 日本経済団体連合会 参与
丸山 茂雄 株式会社 247Music 取締役会長
渡邊 美佐 株式会社 渡辺プロダクション 代表取締役会長

・理事

佐々木 隆一
菅原 瑞夫

・幹事

株式会社エクシング
株式会社エムティーアイ
株式会社サミーネットワークス
株式会社セガ
株式会社第一興商
株式会社ドワンゴ
株式会社ハドソン
株式会社 BMB
株式会社フェイス・ワンダワークス
株式会社ヤマハミュージックメディア

株式会社イーライセンス
株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス
ダイキサウンド株式会社
社団法人日本音楽著作権協会

以上

【日本の音楽配信事業が直面している課題とその解決策】

1. ネット店舗(配信)での著作物流通の特徴

ネット店舗ではリアル店舗と異なり在庫コストがほとんどかからないため、大量の品揃えが可能です。また、個々の販売数は少量でもそれが積み重なることで重要な収益源となる、いわゆるロングテール・ビジネスもネットビジネスの特徴となっています。このような状況から、ネット店舗の最大の特徴はその品揃えの多さにあるといえます。

2. 大量の品揃えにおける課題

一方、著作権の処理は、多量に販売される楽曲もたとえ1曲しか販売されない楽曲も、その手間に変わりはありません。このため、大量の品揃えを前提とする音楽配信ビジネスにおいては、その著作権処理作業に従来とは比較にならないほど膨大な時間と費用を要するようになっていきます。このことは、コンテンツの円滑な流通及び音楽配信ビジネスのさらなる発展にとって大きな障壁となっており、その解決が急がれてきました。

3. 従来の著作権処理における問題点

大量の楽曲の著作権処理を行うに際して、従前の仕組みには次の問題点がありました。

- (1) 音楽著作権を管理する事業者が複数存在する一方、各管理事業者が管理する楽曲の作品データベースを横断的に検索する仕組みがないため、それぞれの管理事業者の作品データベースを個別に検索して、作品コードを特定する必要がある。
- (2) 同じ楽曲でも管理する事業者が移動することがあるため、一度作品コードを特定した楽曲でも報告の都度、再度確認する必要がある。
- (3) 著作権管理事業者が公開している作品データベースは楽曲名やアーティスト名といったキーワードを基にテキストベースで検索する必要があり、楽曲名等が不確定な場合には検索するのに手間がかかる。
- (4) 楽曲を配信するタイミングと楽曲を著作権管理事業者の作品データベースに登録するタイミングにずれがあり、検索した段階では作品データベースに楽曲が登録されていない場合がある。そのため、一度検索してヒットしなかった場合には時間をかけて再度検索する必要がある。

4. 解決に向けた方策

大量の品揃えが音楽配信ビジネスのいわば宿命であるところ、如何に効率的に著作権処理を行うかが重要になってきます。そのためには、配信する楽曲について、それぞれの曲を管理している著作権管理事業者を洗い出し、管理事業者毎の作品コードを特定し、著作権管理事業者への利用曲目報告データを作成する作業を簡便かつ効率的に行う仕組みが必要です。

以上